

## 第3章 人権施策の推進

県行政の業務は、県民一人ひとりの生活に密接に関係していることから、様々な分野で人権に関わっています。人権は、人権が侵害されている人だけに関わるのではなく、すべての人に保障された身近な権利であるという認識のもと、県行政は、あらゆる分野において人権尊重の視点に立った行政の推進に取り組みます。

さらに、今日の人権課題は複雑化、多様化していることから、人権施策を効果的に実施するため、関係機関と連携して総合的に推進します。

### I 基本施策の推進

#### 1 人権意識の高揚—教育・啓発

##### (1) 人権教育・啓発の基本的な考え方

人権が尊重される豊かな社会の実現のためには、県民一人ひとりが人権尊重の理念に対する理解を深めることが不可欠です。人権意識高揚のための教育・啓発は、人権尊重の社会づくりのための最も基本となる施策であり、次の点に留意して施策を推進することとします。

##### 人権の基本理念※に対する理解を深めるとともに人権感覚を高める

命を軽視するような凶悪犯罪をはじめ、いじめや虐待、ハラスメント※やSNS※上での誹謗中傷など、命を脅かすような事件や事案が社会の様々な場面で発生しており、命を尊重する意識が薄れてきていることが指摘されています。このため、改めて生命の尊さ・大切さや、自己がかけがえのない存在であると同時に他者もかけがえのない存在であることを今一度思い起こし、他者との共生・共感の大切さを真に実感できるように努めます。

あわせて、人権施策基本方針に掲げる人権の基本理念※の視点から日常の物事を見たり考えたりできる人権感覚を高めます。

##### 一人ひとりが能力を発揮し、自己実現を図る

個人がその能力を発揮し、可能性を追求することが、同時に社会全体を発展させることにつながります。このため、一人ひとりが持つ可能性を、社会の中で最大限に発展させることができるよう、自らの能力を信頼し、それを高め、自己実現を図る態度を養います。

##### 様々な個性や価値観を認め、他者の立場になって考え行動できる態度を身につける

様々な個性や価値観が存在することを認め、尊重する態度を身につけます。そして、人権についての知識や人権感覚が、具体的な態度や行動につながるよう、

他者の立場、特に人権侵害を受けている当事者の立場になって考え、それに基づいて自ら行動できる態度を身につけます。

### 自発的な学習のための環境づくり

県民一人ひとりの人権意識の高揚を図るためには、それぞれの取組が、一人ひとりの問題意識とつながり、自主的な学習へと発展するという、個々人の自発性に基づく学習を促すことが必要です。

また、人権尊重の社会づくりをめぐる課題は決して固定したものではなく、社会の変化により今後も新たな課題が生まれてくると考えられます。一人ひとりの県民が主役となって地域づくりに参画することが求められている中、日常の課題を自ら解決する力を養い、人権尊重という普遍的な考え方に基づいて、人権をめぐる新しい課題に取り組むことが必要となります。

このような考え方に立って、県民の自発的な学習のための環境づくりに一層努めます。

## (2) 人権教育

人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることをめざす総合的な教育です。

人権教育を推進するにあたっては、人権の大切さや人間の尊厳など人権についての基礎的な学びの普遍的な視点からのアプローチと、個別的人権問題についての学びの充実と創造をめざす個別的人権視点からのアプローチを互いに関連させながら、取り組んでいきます。

### ① 家庭教育

家庭は、人間形成を図る上で重要な役割を果たす場です。特に、乳幼児期は、人間関係の基礎となる信頼関係を豊かに築いていく上で重要な時期です。

子ども一人ひとりがかげがえのない存在として尊重し、個性を生かすとともに、他人への思いやり、命や人権を尊重する豊かな心を育む家庭教育ができるよう支援します。

さらに、子育てに関する学習機会や情報の提供などを通じて、保護者だけでなく、広く地域全体で子育てに取り組む体制づくりを進めます。

また、近年の地域でのつながりの希薄化や家庭の孤立化、家庭環境の多様化などの状況を踏まえ、家庭に寄り添い、共に学び合い、子どもの育ちを支えていく取組を推進します。

### ② 就学前教育・学校教育

あらゆる場を通じて、子どもの自尊感情<sup>\*</sup>を育み、豊かな感性や人権感覚を磨き高めるとともに、自分や他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育み、人権に関する知的理解を深め、人権感覚の育成を図ります。

## ア 推進体制の充実

- ・学校・幼稚園・認定こども園・保育所、地域の教職員・指導者が、様々な人権問題について正しい理解と認識を持ち、人権感覚を磨き高めるとともに、その問題を自分自身の課題ととらえ実践に結びつける技能や態度を身につけられるよう、多様な研修の機会の充実を図ります。
- ・教職員・指導者が取組や方向性等について共通理解を図り、組織的・継続的に取り組むことができる体制を確立し、機能させます。また、定期的に点検・評価と見直しを行いながら、取組の改善につなげます。
- ・子どもと教職員・指導者が豊かな人間関係を築きながら、共に学び、共に育つため、安心して学ぶことのできる環境づくりを進めます。

## イ 人権学習の具体的展開

- ・学校・幼稚園・認定こども園・保育所の教育・保育活動において、人権教育に関する指導方法等の改善と充実を図ります。
- ・子どもが自分の生活と結びつけながら主体的に学んでいけるよう、自らが選択、判断し、自己決定できる場を設定したり、参加・協力・体験型学習やボランティア体験、交流活動、フィールドワーク※を取り入れたりするなど、学習方法や内容を工夫します。
- ・人権教育についての多様な学習機会を提供するとともに、子どもの意識を踏まえ生活に身近な素材を教材とするなど、感性や心情に訴える学習を進めます。また、様々な人の協力を得ながら、地域の素材の活用にも努めます。
- ・インターネットによる人権侵害や児童虐待※、性の多様性への理解の促進など、社会情勢の変化にともなって広く認知されるようになってきた問題にも常にアンテナをはり、学習内容の検討や学習方法の工夫を図ります。

## ウ より豊かな実践の展開

- ・人権教育の活動を広め、充実させるための情報の発信を行います。
- ・校種間の協力と連携を図るとともに、関係機関・団体等との適切な連携・協働を行い、家庭・地域の理解と協力を得ながら教育・保育活動を進めます。

## ③ 社会教育

県民一人ひとりが、人権についての理解を深め、生涯にわたって自らの生き方に関わる問題として受け止め、人権尊重の精神を日常の生活に具現していくことができるよう、学習機会の充実や学習情報の提供など学習環境づくりに努めます。

子どもが誤った認識や偏見・差別意識を持つのは、周りの大人の影響も大きいと考えられることから、大人自身が人権感覚を高め、人権問題についての正しい理解と認識を培い、人権尊重の精神を日常の生活の中に生かしていくことができるよう内容や方法の工夫を図ります。

## ア 学習環境づくり

- ・公民館等の社会教育施設を拠点とした人権に関する各種の学習機会の提供や、地域に住む人々の相互理解の促進を図るための各種交流活動の実施を支援します。
- ・人権に関する研修資料・学習教材や啓発資料の作成・配布を行うとともに、インターネット等も活用して教材、指導者等について、情報提供の充実に努めます。
- ・指導者の資質と指導力の向上を図るための研修プログラムを充実し、社会教育主事、社会教育施設関係者、社会教育関係団体の代表者等を対象に研修会を開催します。また、社会教育関係団体等における人権教育の取組を促進します。

## イ 人権教育の具体化

- ・これまでの地域ぐるみの取組を生かしつつ、それぞれの実情に応じた、交流活動の充実やボランティア活動の促進を図り、地域の連帯意識に支えられた、住みよいまちづくりをめざします。
- ・人権教育に関する調査・研究や情報提供等のあり方について検討し、学習方法の開発等に努めるとともに、県民の自主的な学習活動を支援します。

## (3) 人権啓発

一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、日常生活の中で具体的な態度や行動に結びつく人権感覚を身につけることができるよう、様々な機会をとらえ、より一層効果的な人権啓発を推進します。

### ① 県民に対する人権啓発

憲法をはじめとする人権に関わる国内法令や国際条約、人権条例、人権施策基本方針などの人権に関する基本的な事項の周知を図るとともに、各分野における人権に関する知識を習得し、認識が深まるよう努めます。

人権啓発にあたっては、命は尊く大切なものであること、自己がかけがえのない存在であると同時に他者もかけがえのない存在であるということ、他者との共生・共感が大切であること、つまり、自尊感情<sup>※</sup>や寛容の気持ちを養うことが必要なこと、そして、コミュニケーション能力等の人権に関わるスキル(技能)を身につけることの大切さについて啓発します。

さらに、差別等を受けている当事者の立場になって考え、一人ひとりが自分の問題として行動を起こすことの大切さについても啓発します。

また、平和や環境の問題は、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべての人権の問題であるという広がりも視野に入れて啓発します。

あわせて、県行政の各分野で実施している人権尊重の社会づくりのための取組を県民に周知することは、県民の人権保障に直結しているという認識のもとに、これらの制度・施策の周知啓発を進めます。

## ア 多様な啓発媒体の効果的な活用

令和3年度県民意識調査では、広報誌や冊子・パンフレット、講演会・研修会への接触状況・参加頻度が高い人ほど、人権が尊重される社会の実現に向けて、自分も努力すべきだと思うと答えている割合が高いという結果が表れました。(図1、図2)

このため、すべての県民が啓発活動に触れることができるよう、インターネットやマスメディア等、多様な媒体を活用し、県民が関心を持ち、親しみを感じるよう効果的な啓発をめざします。

啓発活動の実施にあたっては、自らの問題として考えられるよう身近で具体的な事例を取り上げ、実践可能な取組を例示するなど、よりわかりやすい表現に努めるほか、参加型・体験型の啓発など手法を工夫します。

また、多くの人が集う場で啓発活動を行うなど、より多くの県民に人権について考える機会を提供できるよう工夫します。

さらに、県が行う人権啓発の取組等を知ってもらうために、マスメディアに積極的に情報提供するなど、広報に努めます。

図1: 令和3年度県民意識調査 問25(啓発活動への接触状況(広報誌)×問27(1)(人権が尊重される社会の実現に向けての考え方)

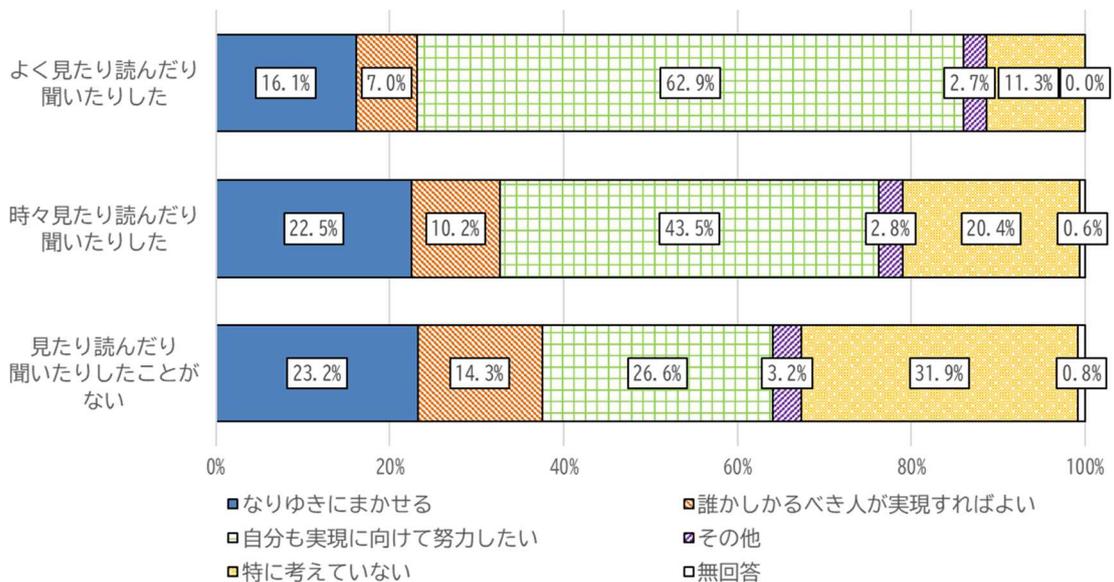
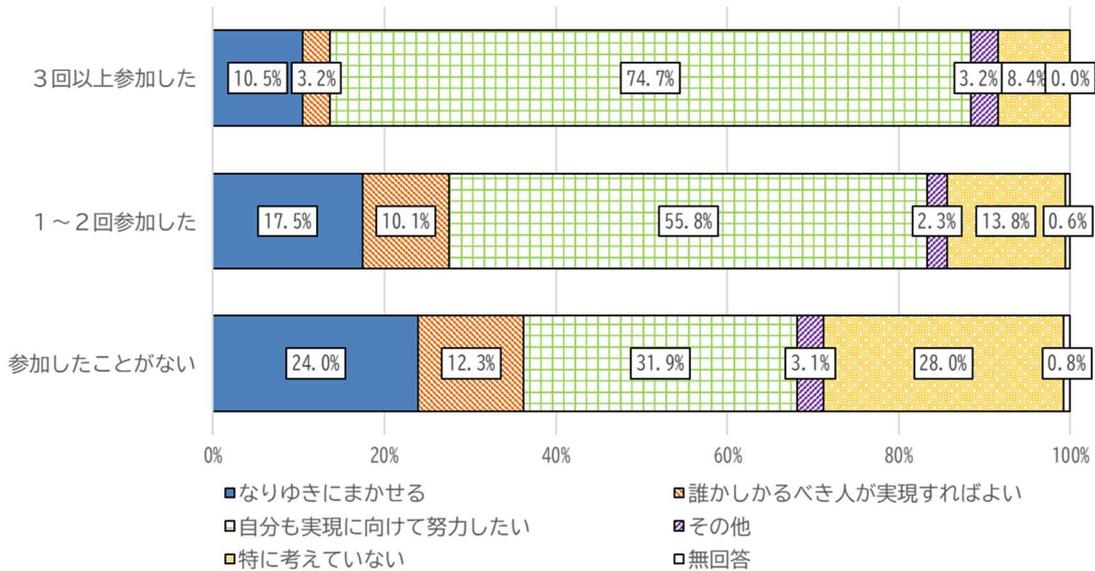


図2：令和3年度県民意識調査 問26(講演会・研修回答への参加状況×  
問27(1)(人権が尊重される社会の実現に向けての考え方)



### イ 共感を生む教材の作成

県民が啓発に触れ、その内容に共感を持つことで、日常の何気ない言動や習慣等に素朴な疑問を持ち、人権について考え始めることができるよう、啓発教材の作成にあたっては、日常生活や身近な人間関係の中から題材や場面を選んだり、感性に訴える表現を取り入れたりするなど工夫します。

### ウ 自主的な学習の支援と県民参加の促進

県が作成した啓発教材については、広く県民に活用されるよう努めるとともに、地域で開かれる人権に関する研修会等も含め、県ホームページ等で情報を提供し、一人ひとりの自主的な学習を支援します。

また、県民の自主的な取組を促進するため、NPO<sup>※</sup>等の社会貢献活動を支援するとともに、県が行う啓発活動の実施においては、幅広い県民の参画を求め、県と県民が一体となって啓発活動を推進します。

さらに、定期的実施する意識調査のほかに、モニター制度やアンケートで得られる直接的、具体的な県民の意見を参考に啓発手法や内容に検討を加えます。

### エ 人権啓発の実施主体との連携

#### ・国との連携

国は、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、関連する施策を総合的、計画的に推進していることから、滋賀県人権啓発活動ネットワーク協議会<sup>※</sup>を通じて大津地方法務局および人権擁護委員が行う啓発活動との連携と調整を図ります。

また、国の啓発事業を受託している(公財)人権教育啓発推進センターとも連携を図ります。

・ **市町との連携**

地域に根ざしたきめ細かな啓発の推進を図るためには、市町の果たす役割が非常に大きいことから、県と市町相互の情報の共有化や市町が行う活動の支援に努めるなど市町との連携を強化します。

また、市町が地域における人権啓発活動を強化するために委嘱した人権擁護推進員の活動を支援します。

・ **(公財)滋賀県人権センターとの連携**

人権問題解決のための啓発、教育、相談等の事業を県域で総合的に行う(公財)滋賀県人権センターとの連携を図るとともに、同センターが行う事業を支援します。

・ **企業・民間団体等との連携**

企業や民間団体等の自主的な啓発活動を促進するため、情報・教材や学習機会の提供などを通じて連携を図ります。

**オ 具体的な行動変容につながる啓発の推進**

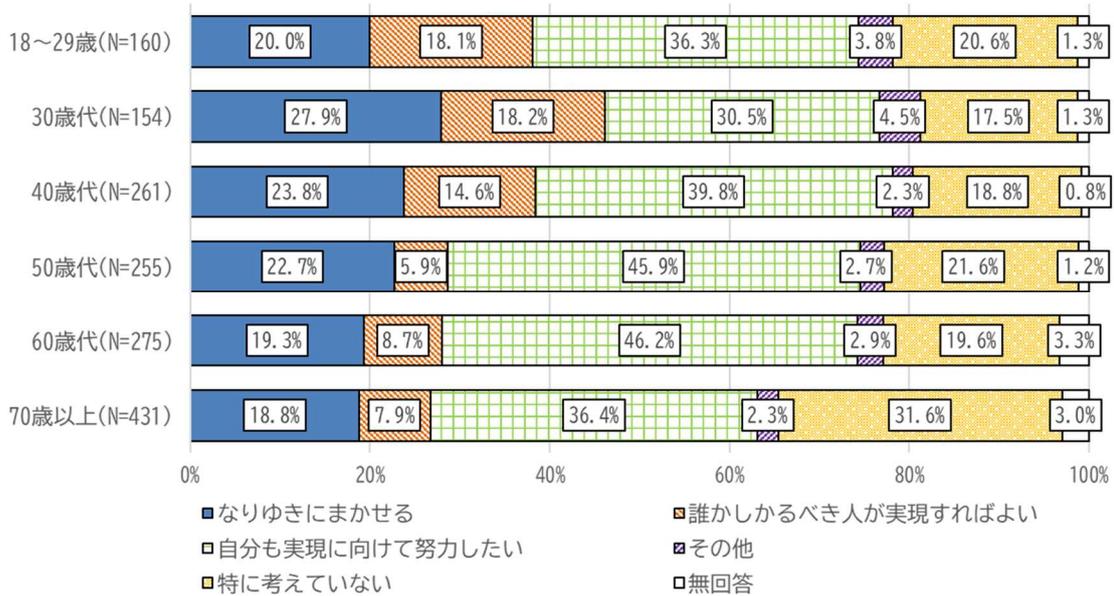
人権啓発に関しては、「正しい知識があれば、偏見や差別を防止することができる」ということを前提とした従来の啓発が、必ずしも人権尊重につながる具体的な行動に結びついていないという課題があると考えられます。そのため、啓発によって得られた知識が、一人ひとりの具体的な行動変容につながるよう、啓発手法や内容の工夫に努めます。

**カ 年代を意識したより効果的な啓発の実施**

令和3年度県民意識調査では、「人権が尊重される社会」の実現に向けた考え方について、年代による意識の傾向の違いが見られました。また、10代や20代の若年層は全体的に積極的な意識を持っていることが伺える一方、30代以上になると、消極的な意識が増加する傾向も見られました。(図3)

そのため、こうした傾向の解消につながるよう、年代による意識の違いを踏まえたより効果的な啓発の実施に取り組みます。

図3：令和3年度県民意識調査 問27(1)(人権が尊重される社会の実現に向けての考え方・年代別)



## ② 事業者に対する人権啓発

事業者(企業等)は、社会を構成する一員であり、社会的責任が強く求められています。特に、採用や職場環境の面で、人権尊重の視点に立った取組の重要性がますます高まっています。

また、近年は、企業活動のグローバル化が進む中、投資家や消費者を含むサプライチェーン※全体の人権に関するリスクを特定し、適正に行動することが求められています。

このような状況を踏まえ、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に向け、事業者がその社会的責任を自覚し、社内の推進体制を整備し、人権を大切にする企業風土や、人権尊重の意識の高い職場づくりに積極的に取り組むよう啓発に努めます。

特に、7月を「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」として、各種の啓発活動を集中的に実施します。

### ア 人権が尊重される明るい職場づくりの推進

企業の経営者や人事労務担当者等に対して、性別にかかわらない均等な待遇、ワーク・ライフ・バランス※(仕事と生活の調和)の推進、セクシュアルハラスメント※(性的嫌がらせ)やパワーハラスメント※(地位等を利用した嫌がらせ)等の防止等をテーマとした広報・啓発の実施や研修会の開催など、主体的、自主的な取組が行われるよう情報提供を行います。

また、国の施策と連携し、高齢者の継続雇用や障害者の雇用の促進等について啓発するとともに、県行政の各分野においても、関係する事業者等に対する啓発を行います。

さらに、「事業所内公正採用選考・人権啓発推進班<sup>※</sup>」が各事業所を訪問し、人権課題の研修や人権尊重の取組の推進について啓発を行っていきます。

#### イ 公正な採用選考システムの確立

応募者の適性と能力に基づく公正な採用選考が図られるよう啓発に努めます。また、「事業所内公正採用選考・人権啓発推進班<sup>※</sup>」が各事業所を訪問し、事業所の公正な採用選考システムの確立に向けて引き続き取り組んでいきます。

#### ウ 「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく企業活動の推進

平成23年(2011年)、国連人権理事会で、人権を保護する国家の義務や人権を尊重する企業の責任、ビジネス関連の人権侵害に関する救済へのアクセスについての原則を示した「ビジネスと人権に関する指導原則」が可決されました。

また、このような「ビジネスと人権」に対する国際的な関心の高まりを受け、令和2年(2020年)には国が「『ビジネスと人権』に関する行動計画」を策定しました。この計画では、企業活動における人権尊重の促進を図るための施策や、企業における人権デュー・ディリジェンス<sup>※</sup>導入促進への期待が表明されています。

こうした状況を踏まえ、県においても、県内企業の人権尊重の視点に立った企業活動の推進を促すための啓発を行います。

#### エ 関係機関等との連携

事業者に対する啓発にあたっては、国の機関や市町、経済関係団体等と連携・調整を図り、効果的な推進に努めます。

## 2 人権侵害に対する救済—相談・支援体制の充実

人権が尊重される社会を築くためには、人権教育・啓発とならんで、人権を侵害された被害者に対して実効的な救済を図ることが重要です。

人権侵害の法的救済については、法務省や裁判所など国の専管事項ですが、現状の裁判所による司法的救済や法務省の人権擁護機関による人権侵犯事件の調査処理制度は、実効的な救済という観点からは、それぞれ制約や限界を有しています。このため、法的措置をはじめとする、実効性のある人権救済制度の早期確立を引き続き国に要望します。

また、県内の人権相談窓口は、国や県、市町、各種団体等に設けられていますが、これらの機関が相互に連携を図るとともに、速やかで適切な対応が行えるよう、相談・支援体制の充実を図ります。

### (1) 総合的な相談窓口の設置・運営

国の人権擁護制度として、人権侵害に関わる相談窓口が大津地方法務局に設置されています。

また、民間団体である(公財)滋賀県人権センターが人権に関する総合的な相談窓口として設置している人権相談室の運営に対し支援します。

### (2) 専門的な相談窓口の充実

県では、人権に関する様々な相談に対し適切な助言を行えるよう、女性や子どもに関する相談をはじめ、高齢者や障害者の権利擁護に関する相談、外国人の生活相談、エイズや医療安全に関する相談、犯罪被害者等に関する相談、労働相談など専門的な相談窓口を設けています。

これらの相談窓口を、利用者が安心してかつ容易に利用できるよう、プライバシーの保護はもとより、地理的にも利用しやすいものとなるよう努めるとともに、電子メールやSNS<sup>\*</sup>等によるオンラインでの相談体制の整備に努めます。

さらに、時代の変化に応じた新たな人権課題、各種ハラスメント<sup>\*</sup>の問題に対しても相談体制の充実に努めます。

### (3) 相談機関の連携

人権に関する相談には、様々な要因が複雑に絡み合った内容のものもあります。個々の相談窓口では対応が困難な場合や、他の専門的な相談機関で対応することが適切な場合には、円滑に他の適切な相談窓口へつなげるよう、各相談機関の連携に努めます。さらに、紹介した相談機関の対応や結果をフォローアップするように努めます。

また、国、県、市町等の相談機関で構成する「滋賀県人権相談ネットワーク協議会<sup>\*</sup>」において研修会を実施するなど、相談実務のスキルアップ(技能向上)を図るとともに構成機関相互の連携強化を図ります。

これらの対応により、利用者の悩み等が解消・軽減されるよう取り組みます。

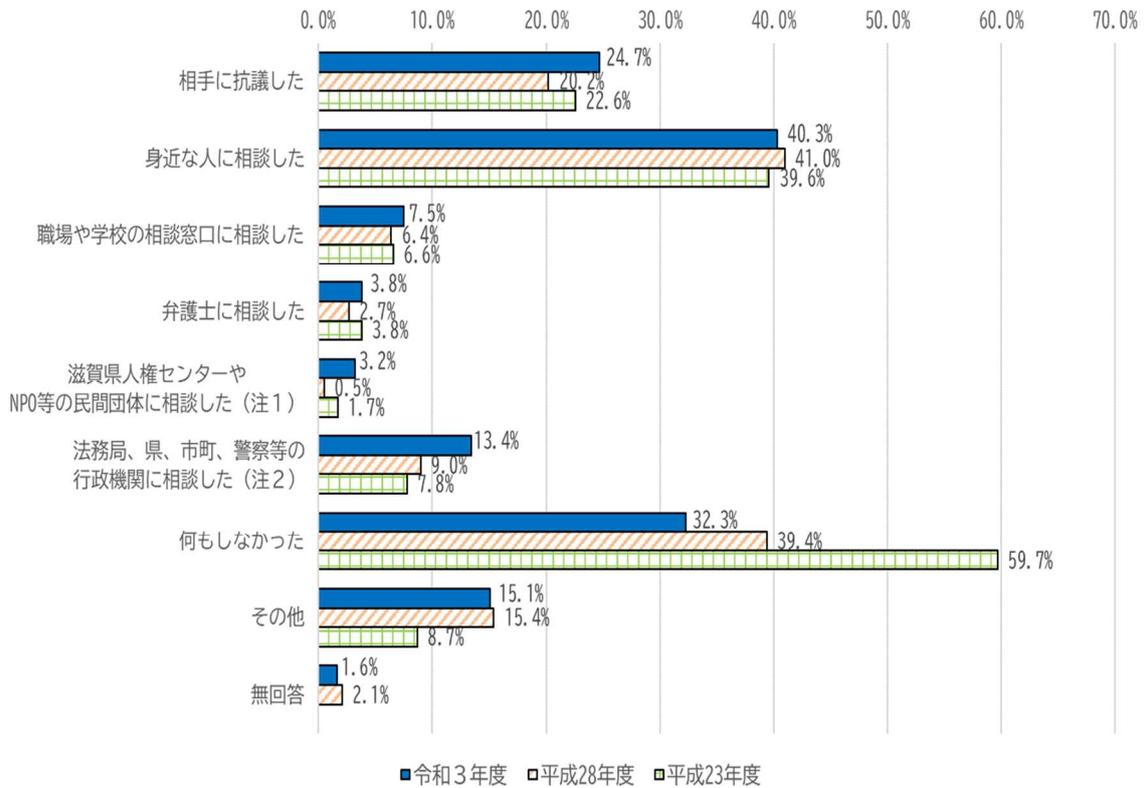
### (4) 相談窓口の周知

令和3年度県民意識調査で「人権侵害を受けたことがある」と答えた人にそのときの対応を尋ねたところ、「何もしなかった」という人が過去の調査よりも減少した一方、「行政機関に相談した」という人が増加しました。(図4)

しかしながら、依然として少なくない人が、人権侵害を受けた場合に相談窓口につながっていない実態があるものと考えられます。

人権侵害を受けたと感じた人が、相談窓口の存在を知らずに一人で悩みを抱えることがないように、様々な機会や広報媒体を活用して、相談窓口の周知に努めます。

図4：令和3年度県民意識調査 問4(4)(人権侵害を受けたときの対応(一部抜粋))



注1：平成23年度、平成28年度の「NPO等の民間団体に相談した」は、令和3年度の「滋賀県人権センターやNPO等の民間団体に相談した」として整理算出している。

注2：平成23年度の「警察に相談した」、「法務局、人権擁護委員に相談した」、「県の機関、市役所、町役場に相談した」および令和3年度の「警察に相談した」、「法務局や人権擁護委員に相談した」、「県の窓口に相談した」、「市役所や町役場の窓口に相談した」は、平成28年度の「法務局、県、市町、警察等の行政機関に相談した」として整理算出している。

### (5) 相談員等の資質向上と体制強化

相談窓口の相談員等には、利用者の立場に立った対応や専門的な知識・技術が求められます。このため、相談員等を対象とした研修を充実し資質の向上に努め、必要に応じ外部の専門家の支援を求めます。